● 土地改良財産処分承認申請業務

土地改良財産の処分事務を支援します。

土地改良財産の処分には，申請と承認が必要です！

補助金により造成した土地改良財産（用水路，排水路，農道など）を，財産管理台帳に記載する**耐用年数以内に処分する（壊す）**場合は，**農政局に申請し承認**を得なければなりません。
（適化法第 22 条による）

財産処分事務のフロー（事務処理予定期間の例　：①～⑧）
[機能交換できる施設を設置し，補助金返還を伴わないもの]

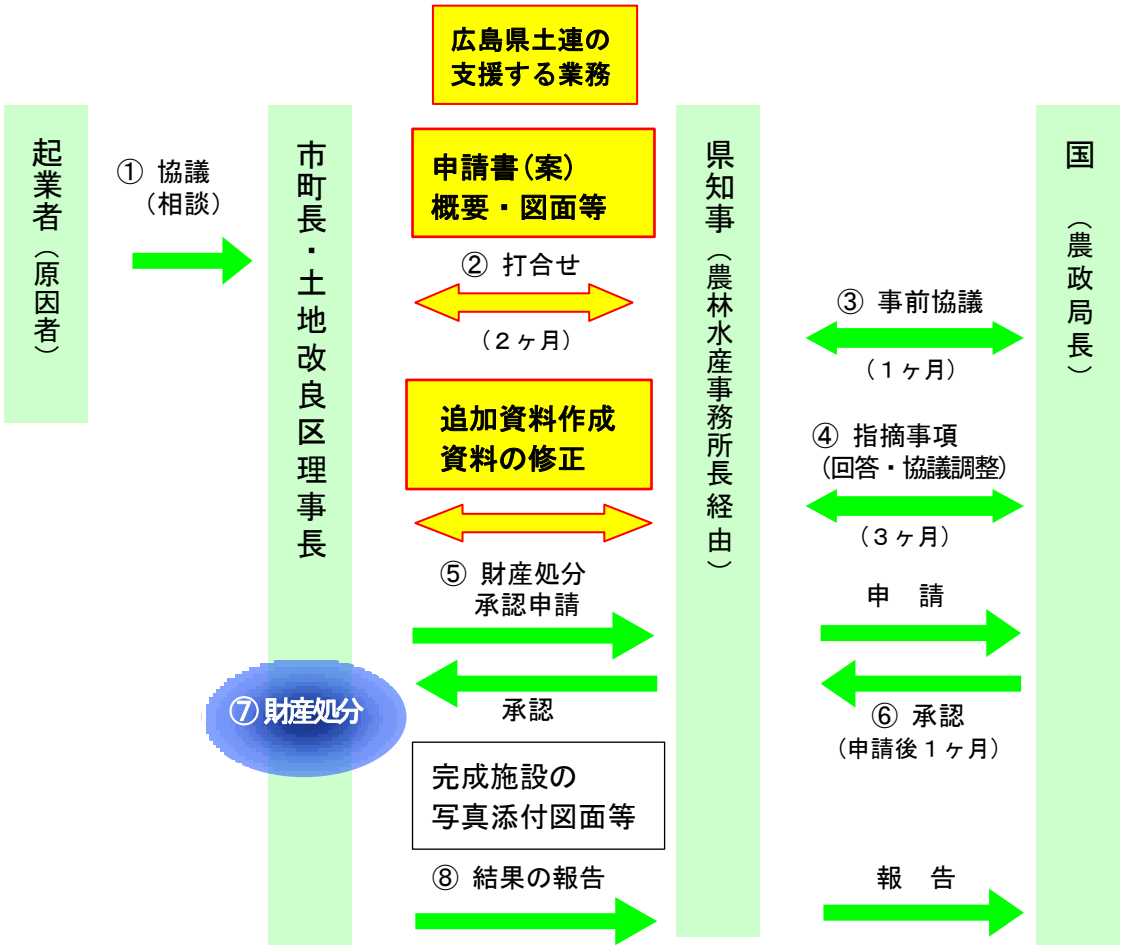

処分の方法は，

①補助金返還を伴うもの

財産の残存期間の補助金相当額を返還することを条件として財産処分が承認される。

②補助金返還を伴わないもの

同等以上の代替施設を設置する場合に限り，承認を得て補助金返還が免除される。（機能交換）

担当窓口：換地測量支援課
電　話：０８２－５０２－７４７７